

## 共同企業体に関するQ & A

Q 1 復旧・復興建設工事共同企業体制度（復興JV）の目的は？

A 1 災害復旧工事は、迅速かつ効率的な施工を目的として、被災箇所を管轄する地域振興局（10ブロック）に本店を置く企業を入札公告時の要件として工事発注を行っています。令和元年台風第19号による災害復旧においては、被災箇所が多いことから、被災地域の単体企業では技術者の不足等により担えないため、被災地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保することを目的として、被災地域外の建設企業も構成員として参加できる復興JV制度を導入することとしました。

Q 2 どのような工事が対象となるのか？

A 2 予定価格が3千万円以上の土木一式工事を対象とし、工事箇所の施工規模、難易度等を総合的に勘案し、発注機関の長が対象案件を選定します。  
復旧・復興建設共同工事企業体を入札参加要件として設定する場合は、入札公告にその旨を記載します。

Q 3 復興JVが入札に参加できる入札案件の営業所の所在地に関する要件は？

A 3 地域に精通した企業による施工が迅速かつ効率的な復旧につながることから、災害復旧工事は、10ブロックを基本として営業所の所在地の要件として設定します。ただし、工事規模、内容によって地域要件を拡大する場合があります。

Q 4 共同企業体の形態（甲型と乙型）の違いは？

A 4 【甲型共同企業体】

全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて資金、人員、機械等を拠出して、一体となって工事を施工する方式です。

そのため、甲型の損益計算は、各構成員の企業会計への帰属は出資比率に応じたものとなります。

【乙型共同企業体】

分担施工方式であり、各構成員間で共同企業体が請け負った工事をあらかじめ工区に分割し、各構成員は、それぞれの分担した工事について責任を持って工事を施工する方式です。

分割発注と似ていますが、最終的には他の構成員の施工した工事についても、互いに発注者に対して連帯責任を負うこととなります。

トンネル工事や橋梁工事を施工する場合は、甲型共同企業体を設立するケースが多く、小規模維持補修工事の場合は、乙型共同企業体を設立するケースが多い状況です。複数箇所を同時期に施工する場合には、乙型共同企業体に向いていますが、各構成員の分担工事及びその価格に応じて主任（監理）技術者を配置する必要があり、技術者不足の解決にはならない場合があります。

Q 5 最上位等級とはどの格付けか？

A 5 格付けA 資格総合点数953点以上です。

## 共同企業体に関するQ & A

Q 6 建設業許可の考え方は？（1）

A 6 【甲型共同企業体】

施工しようとする工事の種類の一部が構成員の何らかの許可業種に対応していることが必要となります。

【乙型共同企業体】

各構成員の施工する分担工事の種類と、その構成員の許可業種とが対応している必要があります。

例えば、H社の許可業種が「舗装」だけであれば、土木一式の工事を分担施工させることはできません。

Q 7 建設業許可の考え方は？（2）

A 7 共同企業体の構成員のうち最低 1 社が特定建設業の許可を有していれば、当該共同企業体が特定建設業の許可を有しているものとして扱います。

Q 8 技術者の配置は？

A 8 【甲型共同企業体】

全ての構成員に、主任又は監理技術者となることができる者がおり、各構成員の技術者を工事現場に専任で配置することを原則としますが、共同施工を行う場合は、工事現場に専任で配置する技術者は共同企業体から 1 名とし、他の構成員の配置する技術者は兼任とすることも可能とします。

【乙型共同企業体】

各構成員の分担工事及びその価格に応じて主任(監理)技術者を配置する必要があります。

Q 9-1 復旧・復興建設工事共同企業体の組み合わせは？

A 9-1 県内に本店又は営業所を有し、発注標準表の「土木一式工事」において、格付けA等級以上（最上位等級）から格付けC等級以上の建設企業の組み合わせとなります。

代表者は格付けA等級以上から選出するとともに、地域の雇用確保のため、少なくとも 1 者は被災地域管内に本店を有する者を選定してください。

Q 9-2 「当面の運用 5 構成員の組合せ(3)」に「代表者以外の構成員のうち、少なくとも 1 社は、被災地域管内に本店を有していること」とあるが、代表者が被災地域管内の建設業者である場合、構成員も被災地域管内の建設業者としなければならないのか？（12 月 24 日追加）

A 9-2 A9-1 にあるとおり、復旧・復興建設工事共同企業体には、少なくとも 1 者は被災地域管内に本店を有する者を選定するという意味であり、代表者を被災地域管内の建設業者とする場合は、他の構成員は被災地域管外の建設業者でも構いません。

## 共同企業体に関するQ & A

Q10 被災地域はどの範囲か？

A10 災害救助法が適用された市町村を指します。  
長野市, 松本市, 上田市, 岡谷市, 諏訪市, 須坂市, 小諸市, 伊那市, 中野市, 飯山市, 茅野市, 塩尻市, 佐久市, 千曲市, 東御市, 安曇野市, 小海町, 川上村, 南牧村, 北相木村, 南相木村, 佐久穂町, 軽井沢町, 御代田町, 立科町, 青木村, 長和町, 富士見町, 原村, 辰野町, 宮田村, 木曾町, 麻績村, 筑北村, 生坂村, 坂城町, 小布施町, 高山村, 山ノ内町, 木島平村, 野沢温泉村, 飯綱町, 栄村

Q11 被災地域の企業だけでも復興JVを組めるのか？

A11 可能です。

Q12 復興JVの事業所の所在地は、どこになるのか？

A12 共同企業体協定書に記載する事業所の所在地を本店の所在地として扱います。  
被災地域の企業が代表者でなくても構いませんが、被災地域内に事業所を置かないと、10ブロックの入札には参加できません。  
協定書に記載する事業所の所在地は、被災地域管内の建設会社の住所を記載してください。(12月24日追記)

Q13 復旧・復興建設工事共同企業体の資格総合点数は？

A13 構成員のうち発注標準表の格付けで最上位等級（A等級以上＝資格総合点数 953点以上）を有する者が資格審査において算定された入札参加資格総合点数とします。ただし、構成員のうち最上位の等級区分を有する者が複数ある場合は、当該構成員の入札参加資格総合点数の平均値とし、整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとします。

Q14 復旧・復興建設工事共同企業体の代表者は被災地域の企業になるのか？

A14 被災地域の企業でなくても構いません。

## 共同企業体に関するQ & A

Q15 復旧・復興建設工事共同企業体の申請はどこに提出するのか？

A15 復旧・復興建設工事共同企業体協定書に記載する事業所の所在地を管轄する建設事務所の総務課に提出してください。  
申請書類の提出先、受付を行う建設事務所は次のとおりです。

担 当 機 関	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
佐久建設事務所 建設業係	385-8533	佐久市跡部 65-1	0267-63-3170
上田建設事務所 総務課	386-8555	上田市材木町 1-2-6	0268-25-7161
諏訪建設事務所 総務課	392-8601	諏訪市上川 1-1644-10	0266-57-2933
伊那建設事務所 総務課	396-8666	伊那市荒井 3497	0265-76-6845
飯田建設事務所 総務課	395-0034	飯田市追手町 2-678	0265-53-0448
木曾建設事務所 総務課	397-8550	木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-25-2237
松本建設事務所 総務課	390-0852	松本市大字島立 1020	0263-40-1962
大町建設事務所 総務課	398-8602	大町市大町 1058-2	0261-23-6530
長野建設事務所 総務課	380-0836	長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9537
北信建設事務所 総務課	383-8515	中野市大字壁田 955	0269-23-0791

Q16 復旧・復興建設工事共同企業体は、入札の都度、申請する必要があるのか？

A16 申請の時期は随時とし、有効期限は登録を受けた日の翌日から各構成員が登録されている建設工事入札参加資格の有効期限の終期までとします。(R3.4.30まで)

Q17 復旧・復興建設共同企業体の所在地を佐久地域振興局管内に置いた場合、上田建設事務所発注の入札に参加できるのか？

A17 復旧・復興建設共同企業体の事業所の所在地が佐久地域振興局管内にある場合、入札公告に示す営業所の所在地に関する要件が「上田地域振興局管内に本店を有していること」である場合は、その入札に参加できません。

Q18 一つの企業が結成できる復興JVの数は？

A18 一つの企業で結成できる復興JVは3つまでとします。既に結成している（トンネルや橋）特定JVや小規模維持修繕JVは含みません。

Q19 同一案件に復旧・復興建設工事共同企業体とその構成員が単体企業として応札することは可能か？

A19 復興JVと当該JV構成員の単体企業が同一案件に同時に応札することはできません。

## 共同企業体に関するQ & A

Q20 「復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条（甲）に基づく協定書」はいつ提出するのか？ 工事案件に応じて、出資比率を変えてよいのか？	A20 「復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条（甲）に基づく協定書」は、落札候補者決定後に提出する要件審査書類として提出してください。 出資比率は、案件ごとに変えても構いませんが、構成員間で経理に関する取扱等十分協議し、適切な運営を行ってください。
Q21 「復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条（乙）に基づく協定書」はいつ提出するのか？ 工事案件に応じて、出資比率を変えてよいのか？	A21 「復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条（乙）に基づく協定書」は、落札候補者決定後に提出する要件審査書類として提出してください。 案件ごと構成員間で分担する現場を決定し、分担する工事箇所ごとに、構成員と金額を記載してください。 なお、乙型の場合は、各構成員の分担工事とその価格に応じた主任（監理）技術者を報告してください。 発注者と復旧・復興建設工事共同企業体との間で、契約内容の変更に伴う請負額の変更があっても、第8条に基づく協定書を変更し提出する必要はありません。
Q22 入札公告で同種工事の実績が基本要件となっている場合、 復旧・復興建設工事共同企業体の工事实績の扱いは？	A22 ①甲型共同企業体においては、構成員のいずれかが施工実績を有している。 ②乙型共同企業体においては、全ての構成員が施工実績を有している。 ことが必要となります。 なお、構成員が「県外本店の営業所」の場合は本店や他の営業所の実績でも構いませんが、「本店扱いの営業所等」の場合は本店や他の営業所の実績は認めないこととします。 また、工事成績点が65点未満のものは、工事实績として認めないこととします。
Q23 一抜け方式による発注の場合、一つの案件を復旧・復興建設工事共同企業体で 応札し、その他の案件を単独企業で応札した場合は、一抜けの対象となるのか。	A23 一抜け方式の場合は、一つの案件を復旧・復興建設工事共同企業体で応札し、 その他の案件を単独企業で応札することは可能です。ただし、復興JVと当該JV 構成員の単独企業が同一案件に同時に応札することはできません。
Q24 総合評価落札方式の発注案件に、復旧・復興建設工事共同企業体で応札する場合 の評価の方法は？	A24 総合評価落札方式による入札において、復興JVの参加も認める場合は、入札公 告文の各評価項目欄に計算方法を記載しますので、公告に従い計算してください。
Q25 復興JVとその構成員である単独企業が同時入札した場合はどうなるのか？	A25 いずれの入札書も無効とします。

## 共同企業体に関するQ & A

Q26 「一つの企業で結成できる復興JVは3つまで」とされているが、同一案件に一つの企業が構成員となる3つの復興JVが同時入札した場合はどうなるのか？  
(12月24日追加)

A26 いずれの入札書も無効とします。

Q27 復興JVの工事成績点や実績はどのようになるのか？

A27 工事成績点は、構成員いずれかの者の工事成績点とし、平均値は用いません。  
地域加点は、協定書に記載していただく事業所の所在地で評価します。  
社会貢献は、構成員いずれかの実績で評価します。  
技術者要件は、配置する主任（監理）技術者の実績で評価します。  
建設マネジメントは、構成員の平均値で評価します。  
詳細については、入札公告を確認ください。

(1.31 修正)

Q28 復旧・復興建設工事共同企業体は、いつまでにする参加登録する必要があるか？

A28 入札公告時まで登録が必要です。

(1.31 追加)

Q29 復旧・復興建設工事共同企業体として、電子入札に参加できるか？

A29 できます。

電子入札書の提出に必要な電子証明書は、構成員のうち代表者を利用資格者とする長野県が単体企業として利用承認済みの電子証明書（共同企業体として新規にご用意いただく必要はありません）を使用し、工事費内訳書に表紙（日付、発注者名、工事名、工事箇所、共同企業体名称、代表者名、代表者住所を記載。押印不要）を添付してください。

(1.31 追加)